

## 旧大乘院庭園利用規程

旧大乘院庭園の利用にあたっては、「名勝旧大乘院庭園の管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条第2項に掲げるとおり次の規程に基づいて行う。なお、旧大乘院庭園の公開にあたっては、協定書第9条第2項に基づき別に定める「旧大乘院庭園公開規程」による。

### 1. 利用の目的

「文化財保護法」第4条第2項に基づき、名勝旧大乘院庭園管理協議会（以下「管理協議会」という。）は、旧大乘院庭園が貴重な国民的財産であることを自覚し、文化財としての適切な保存・活用をはかるため、その目的に沿う第三者による利用を承認することとする。

### 2. 利用の承認

(1) 管理協議会は、下記に掲げる種別の利用を承認することとする。ただし、原則として貸し切りでの利用は承認しない。

#### ① 取材

旧大乘院庭園の名勝庭園としての価値を広く一般に伝えるとともに、ならまちの文化的観光資源としての普及高揚に寄与する目的をもった取材

#### ② ロケーション撮影

旧大乘院庭園をロケ地として行う商業目的による写真撮影や映画作品等の撮影

#### ③ その他の利用

旧大乘院庭園の一部を会場として行う展示会等の催し

(2) (1)に掲げる利用のうち、下記の内容に該当する場合は、利用を承認しないことがある。

#### ① 音を発する行為など一般見学者や近隣への影響が大きいと考えられる場合

② 利用に伴う集客により一般見学者に著しく不都合をきたす可能性があると考えられる場合

③ 設置する仮設物や展示物等が庭園の保存に著しい影響を与えると考えられる場合

④ 販売行為を行う場合

⑤ その他公序良俗に反する場合

(3) 注意事項の遵守

利用の許可を受けた利用者は、別記「名勝旧大乘院庭園利用にあたっての注意事項」\*を遵守することとする。注意事項を遵守していないと認められる場合は、承認を取り消すことがある。

### 3. 利用の日時

利用を承認する日時は、「旧大乘院庭園公開規程」に定める公開日における公開時間帯（9時から17時）を原則とする。

### 4. 申請手続きと利用料の支払い

(1) 取材

利用をしようとする者は、所定の様式により管理協議会が指定する者に利用の申し込みを行い、承認を得ることとする。

- (2) ロケーション撮影およびその他の利用  
利用をしようとする者は、所定の様式により管理協議会が指定する者に申請書を提出し、管理協議会による許可を得ることとする。
- (3) 利用料の支払い  
利用者は、利用料を管理協議会の指定する口座に振込を行うか、文化館で現金による支払いを行うこととする。

## 5. 利用料

- (1) 旧大乘院庭園の利用にかかる料金は別表1のとおりとする。
- (2) 「ロケーション撮影」および「その他の利用」にかかる利用料については、利用の趣旨や内容に応じ、別表2に掲げる減免措置をはかることができるものとする。
- (3) 「その他の利用」による催し等を実施する際は、入園者は「旧大乘院庭園公開規程」に基づく入園料を支払うものとする。
- (4) 協定書第5条第3項及び同第10条第2項により、利用料は管理協議会が管理し、庭園の管理費に充当する。

(別表1) 利用料

利用種別	区 分		単 位	料 金
取 材			1 回	無 料
ロケーション撮影・ その他の利用	～10 名	2 時間まで	1 回	5,000 円
		2 時間を超える時間	1 時間ごと	2,000 円
	11 名～20 名	2 時間まで	1 回	10,000 円
		2 時間を超える時間	1 時間ごと	4,000 円
	21 名～30 名	2 時間まで	1 回	15,000 円
		2 時間を超える時間	1 時間ごと	4,000 円
設営・機材搬入等	原則として公開日時外		1 時間ごと	2,000 円

- \*利用にあたって下見や事前打合せを行う場合は、入園料・利用料は徴収しない。  
ただし、公開時間内に限ることとする。
- \*30名を超える利用については要相談とする。

(別表2) 利用にかかる減免措置

ロケーション撮影	公益性や普及宣伝効果を考慮して管理協議会が特別に認める場合
その他の利用	公益性が高く、入園に際し追加料金を徴収しない催しで、管理協議会が特別に認める場合

## 6. 利用の対応と事務処理

- (1) 利用の対応は、管理協議会が指定する者が行うこととする。
- (2) 「取材」による利用については、管理協議会が指定する者は、所定の様式により利用の申込みを受け付け、許可する。また、所定の様式に毎月の実績を記録し、翌月15日までに管理協議会に報告を行うこととする。
- (3) 「ロケーション撮影」および「その他の利用」による利用については、管理協議会が指定する者は、所定の様式により利用の申請を受け付け、管理協議会に伝達し管理協議会がこれを承認する。また、所定の様式に毎月の実績を記録し、翌月15日までに管理協議会に報告を行うこととする。

平成 29 年 6 月 7 日一部変更  
令和 5 年 10 月 1 日一部変更